

## 相続放棄・限定承認の申述の有無についての 照会をされる方へ

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が東京23区内のものだけです。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。  
また照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のAの方を対象としておりますのでご注意ください。）。  
A 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）  
B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）
- 2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。照会の申請にあたっては照会申請書及び被相続人等目録をご提出ください。  
なお、調査については被相続人等目録に記載された氏名に基づいて行います。
- 3 照会の際、原則として、以下の添付書類が必要になります。ただし、例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。  
なお、(1)～(3)については原本還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方をご提出ください。
  - (1) **被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）**  
被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するための書類です。なお、同書類がすでに廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が東京23区内であった旨の上申書及び被相続人の除籍謄本（被相続人の死亡の事実が記載されているもの）をご提出ください。
  - (2) **照会者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人との関係がわかる戸籍謄本）**  
照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。  
なお、ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合には、その関係がわかる戸籍謄本及び除籍謄本を別途ご提出いただくことになります。
  - (3) **照会者の住民票（本籍地が表示されているもの）**  
照会者の住所地を確認するために必要となる書類です（発行から3か月以内のものを提出してください。）。
  - (4) **相続関係図**  
被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。
  - (5) **委任状（代理人に委任する場合のみ）**  
本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。
  - (6) **返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）**
- 4 照会者本人が直接窓口にお越しになる場合には、ご本人を確認できるもの（運転免許証、保険証、パスポート等の身分証明書）と印鑑をお持ち下さい。
- 5 調査期間は、以下のとおりです。
  - (1) 被相続人の死亡日が平成12年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。
  - (2) 被相続人の死亡日が平成11年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理がされた日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。  
なお、被相続人の死亡日によっては、審判書原本が既に廃棄済みなどの理由により、照会に応じられない場合があります。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の申請には、相続人1人につき150円の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律150円です。）。

申請先・問い合わせ先

東京家庭裁判所 家事訟廷記録係

〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2

TEL: 03-3502-5337